

本誌1・25 TPPセミナーより

暴かれたたおばけの正体上



農業者だけでなく省庁や企業の関係者も詰め掛けた本誌のTPPセミナー



慶応大の渡邊教授



キャノングローバル戦略研究所の山下研究主幹



本誌の浅川副編集長

弊社が1月25日に東京都内で開催した公開セミナー「TPP基礎・応用・実践講座」で、キャノングローバル戦略研究所の山下一仁研究主幹は「TPPおばけ※は、もうほとんど消えたと思う」と語った。TPPを巡っては、「例外なき関税撤廃」や「農業は壊滅する」といった情報が流れてきた。反対派や慎重派は、これらの情報をおばけのように感じ、意図的にか非意図的にか怯えてきた。だが、今やそれが事実無根であることは明白になったのだ。

日本はもはや足踏みをしている場合ではない。TPP参加国が目指す妥結時期は10月。新たな参加による90日間の審議を経なければならぬ。逆算すると、7月の参院選までに世論をまとめて、政府

ないのだ。

そのためには、必要となるTPPに関する情報が少ないという指摘がある。だから、参加すべきではないという主張もある。だが、そもそも現状の参加国が外部に交渉の進捗状況やその詳細を漏らすはずがない。むしろ日本は参加して、交渉の過程で確かな情報を得ながら、TPPをリードする役目を担えるはず。もちろん、日本にとって総じて不利な結果となれば、脱退は可能だ。それが不可能というのも、また、おばけの仕業である。

繰り返しになるが、参加に向けた議論を早急に進めなくてはいけない。日本の農業にとっても、TPPには大きな可能性が秘められているだろう。それを知るには、まずは交渉に参加するより他はない。

当日のセミナーでは山下氏とともに、慶応大学総合政策学部の渡邊純教授と浅川芳裕本誌副編集長（農業ビジネス編集長）が講演した。今回の特集ではTPPに関する誤解を解くため、山下氏と渡邊氏の講演内容を基にもう一度、TPPおばけの化けの皮をはがしてみたい。

（取材・まとめ／窪田新之助）

おばけ① TPPの目標は「例外なき関税撤廃」だから、農業は大打撃を受ける。

⇒FTAのルールを規定するGATT第24条には、「例外なき」や「聖域なき」といった文言は一切見当たらない。

J AグループなどがTPPに反対する理由として、毎回のよう挙げている「例外なき関税撤廃」。同グループを支持母体とする自民党も、昨年末の衆院選の時から「聖域なき関税撤廃ならばTPPには参加しない」と明言している。

彼ら反対派や慎重派によれば、たとえば日本農業にとって基幹作物であるコメといえども、例外なく関税が撤廃されてしまう。そうなれば、農業だけでなく地域の衰退も招くというのだ。

ただ、実のところ「例外なき」や「聖域なき」の主張には根拠がない。

FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）のルールを定めた、GATT（関税および貿易に関する一般協定）第24条。これは、「実質的に全ての貿易」について関税撤廃するという規定に過ぎない。TPP参加国でも「包括的関税撤廃（comprehensive tariff elimination）」

という言い方であって、「例外なき」や「聖域なき」という文言は一切見当たらない。「実質的」の意味は、過去のFTAやEPAをみれば判然とする。つまり、多くのFTAやEPAで例外は認められてきたのだ。それに常識的に考えても、交渉の最初から「例外」や「聖域」を求めること自体がおかしな話といえる。

なぜなら、参加前に「これが日本の例外や聖域です」と宣言するのは、自らの弱点をさらすようなこと。宣言すれば、かえってそこを狙われてしまう。「例外」や「聖域」というのは、あくまで交渉の最後にやってくるもの。それを勝ち取るために交渉が存在するのだ。

一部報道によると、安倍総理は2月下旬にワシントンであるオバマ大統領との首脳会談で、関税の撤廃に例外を設けられるかどうかを確認するという。

おばけ② 自国の関税率を自主的に決められる「関税自主権」が損なわれてしまう。

⇒そもそもWTO加盟国には「関税自主権」は存在しない。日本はGATT加盟をきっかけに、「関税自主権」を放棄している。

これなど、もはや時代錯誤のおばけである。WTO加盟国には「関税自主権」などない。WTOの前身であるGATTの第2条の規定では、現行の関税率を下げることはしても、上げることはしないことをうたっている。

たとえば、日本は米の関税を1kg当たり341円に設定している。これを日本の都合で345円に上げることはできない。自由貿易を推進するWTOの下でできるのは、関税を下げることだけだ。だから「関税自主権」を取り戻そうとすれば、WTOから脱退する以外に手はない。そ

おばけ③ TPP妥結後、関税はすぐに撤廃される。

⇒10年間の猶予期間あり。場合によっては、さらなる長期化も認められている。

GATT第24条では「実質的に全ての関税撤廃」を目指している以上、日本の農産加工品も無傷ではいられないのは確か。ただ、TPP締結後、すぐに関税を撤廃しなければならぬという主張は誤りである。段階的に自由化できるからだ。TPP参加国の間では、10年の猶予期間を持たせることで交渉が進んでいる。

慶応大の渡邊教授によれば、猶予期間のさらなる延長も認められている。例えば、チリは乳製品、ニュージーランドは繊維や履物で10年以上

れは同時に国際社会からの脱退を意味する。

の猶予を求めている。日本も関税措置が緩和された農産品目について、猶予期間の間に生産体制を強化したり、直接支払いなどで保護する政策を検討したりはできる。

おばけ④ 日本の農業が壊滅してしまう。

⇒すでに多くの農産品の関税は相当に低い。高関税のコメについても、専業農家に施策を集中させれば問題なし。

J Aグループの機関紙『日本農業新聞』は連日、TPPに参加すれば関税が撤廃され、日本農業は壊滅するという報道を繰り返している。野菜や花、果樹の農家を紙面に登場させて反対の主張をさせているが、これはおかしな話である。というのも、花の関税はゼロ、野菜と果樹は数パーセントに過ぎない。これらの品目ではTPPに参加しようがしま

が、事態はほとんど変わりようがないのだ。

事実、筆者は果樹産地の農業者から「TPPに入ろうが、入るまいが、どっちでもいい。俺たちには関係ないから」という声をたびたび聞いてきた。それはちょうど、J Aグループを挙げて1000万人の反対署名運動をしている最中だった。彼らは、日本がTPPに参加しても影響はないが、村社会のしがらみから仕方なく署名をしていた。

一方で日本はコメに77.8%という高関税をかけているため、これが撤廃されれば、大変なことになるとみられている。ただ、「おばけ1」で述べたように、「例外」は設けられるのだ。それに、たとえコメが例外扱いを受けなかったとしても、自由化までに10年間以上の猶予期間を設定できる。その期間中、専業農家に政策を集中させていけば何も問題ない。

そもそもコメ農家は大部分がサラリーマン農家。農家収入より兼業収入の方が多く人ばかり。それなのに、国は戸別所得保障制度で無差別に交付金をばらまき、サラリーマン農家を農業者として生き残らせてしまった。民主党は当初、同制度はTPPの対策だとしていたが、当初の狙いからは大きくずれた結果となってい

る。

米国もEUも直接支払いをして農業者を保護しているのだから、日本も戸別所得保障制度のようなバラマキから、直接支払いへの転換を図ればいい。農地の集積や直播栽培、高収量のハイブリッド品種の導入を進めれば、コメの生産費は相当に下げられる。日本のコメ品質に加え、価格もすでにぐっと縮まってきた内外価格差は、いよいよなくなっていくことになる。

おばけ⑤ 食の安全が米国基準に従わされ、脅かされる。

⇒米国基準ではなく国際基準への調和が求められる。

J Aグループや消費者団体が食の安全を問題にする際、コメの農薬のクロルピリホスをよく取り上げる。

残留農薬基準で日本が0.1ppm、米国は8ppm。米国の基準の方が緩やかだから、TPPに入れば米国基準になって危険だというのが、これは食品安全基準の実態をまったく知らない意見である。

まず、食の安全基準がどう決まるかを知ってもらいたい。残留農薬については、国が1日当たりの摂取許容量であるADIを作る。これを各食品に分配し、各食品ごとの基準をつくっている。日本はコメの摂取量が多いから、クロルピリホスのコメの基準は当然低く、厳しくなる。逆に米国の人々は日本ほどコメを食べないので高い基準になる。そしてクロルピリホスのADIをみれば、実は米国の方が厳しい。食の安全を語るなら、残留農薬基準ではなく、ADIを取り上げるべきなのだ。

もう一つの誤解は、WTOでは食の安全で調和が要求されるのは国際基準であって、米国基準ではないということ。米国がTPPの他の参加国に対して自国の基準に従わせようとするれば、それは国際法に対する暴挙でしかない。おまけにTPP交渉参加国の豪州やニュージーランドは、衛生植物検疫措置(SPS)で日本や米国よりも厳しい対応を取っている。これらの国と協調すれば、日本より低い安全基準がTPPで採

用されなくて済む。

おばけ⑥ 公的医療保険が崩壊する。

⇨公的医療保険はWTOのサービス協定第1条の定義から除外されている。つまり、TPPを含む自由貿易交渉では扱われることはない。

まず、自由貿易を促進する国際機関のWTOでは、公的医療保険を対象外としている。このため、これまでのFTAの交渉でも除外されてきた。米国のカトラー通商代表部(USTR)代表補は12年3月に来日した際、このおばけに怯える日本をなだめるためか、わざわざ次のようにコメントしている。

「TPPは日本、またはその他のいかなる国についても、医療保険制度を民営化するよう強要するものではありません」TPPはいわゆる「混合」診療を含め、公的医療保険制度外の

診療を認めるよう求めるものではありません」。

通商の代表補が公の場で発言したことを覆すような愚を犯すはずがない。それは米国にとっての恥であるからだ。

おばけ⑦ ISDS条項で外国企業の言いなりになってしまう。

⇨企業の海外投資が多い日本にむしろ有利。日本の対内投資比率は非常に低いので、訴えられる件数は圧倒的に少ない。

ISDS条項は、投資家が投資先の国家政策により何らかの被害をこうむった際、協定に基づいて投資先の国家を訴えられるよう、紛争処理をすすめるためのもの。TPPの参加を巡って反対派は、農業への影響と並んで、「毒素条項」として最も危険視している。米国企業が日本に投資をして経営がうまくいかなかった

表 NAFTA (1994年発効) における投資仲裁

被提訴国	件数	内 訳				
		投資家勝訴	投資家負訴	和解	仲裁不成立・取下げ等	係属中
米国	15件 (カナダ14件、メキシコ1件)	0件	7件 (全てカナダ)	0件	5件 (全てカナダ)	3件 (カナダ2件、メキシコ1件)
カナダ	15件 (全て米国)	2件 (全て米国)	5件 (全て米国)	3件 (全て米国)	3件 (全て米国)	2件 (全て米国)
メキシコ	15件 (米国14件、カナダ1件)	5件 (全て米国)	7件 (米国6件、カナダ1件)	0件	3件 (全て米国)	0件

注：カッコ内は投資家の国籍 (出展：外務省ホームページ)

ら、日本政府を一方的に訴えるというのだ。

しかし、現状ではFDI(直接投資)を日本企業が海外向けにやることは多いが、外国企業が日本に对内投資するのは少ない。日本は対内投

資比率がGDPで3%と低い。英国は20%、フランスやドイツで15%。日本は人件費や賃料が高く、投資が入りにくい国だからだ。よって、ISDS条項では日本が訴えられることより、訴えることの方が多いは明らか。

実際に野村証券がチェコ政府を訴えて、オランダにつくった子会社を守った事例がある。つまりチェコ政府が日本の子会社に対して内国民待遇を保証しないで、野村証券の子会社だけを救済しなかったことがあった。だから投資をして進出する企業を守るには、むしろ「ISDS条項は必要」ということになる。

もう一つ、米国やカナダ、メキシコが加盟する北米自由貿易協定(NAFTA)で起こっている投資の仲裁事例として表をご参照いただきたい。事実を確認したい。これをみれば、米国企業が一方的に勝訴しているわけではないことがはっきりするはずだ。(続く)

編集部注

※ 民主党の前原誠司政調会長(当時)が、TPP反対派や慎重派が事実でないことに怯えている様子を「おばけ」に例えた。